

柔道整復師等の施術内容についての文書照会

お問い合わせ ☎

給付班 043-223-4117

整骨（接骨）院で柔道整復師等から施術を受けるときに健康保険が使える（組合員証が使える）範囲は限られています。

当共済組合では、医療費適正化への取組の一環として平成29年4月から、組合員証を使用した施術について内容点検が始まりました。

柔道整復師等からの請求（※）について、その内容に疑義が生じた場合は、委託業者から組合員の皆様に施術内容について文書で照会をさせていただくことがありますので、照会文書が届きましたら、期限内の回答にご協力のほどよろしくお願いいたします。

健康保険が使える範囲については公立学校共済組合千葉支部HPを、委託業者からの文書照会については平成28年10月25日付け公立千第303号（全所属通知済み）をご覧ください。

（※）組合員・被扶養者が組合員証等を使用して施術を受けたとき、本人負担は3割、残りの7割分は柔道整復師等が共済組合に請求します。

フルタイム再任用終了後、任意継続組合員を希望する方へ

お問い合わせ ☎

給付班 043-223-4118

退職日まで引き続き1年と1日以上組合員であった方は、フルタイム再任用終了後2年間は在職中とほぼ同様の給付が受けられる**任意継続組合員**になることができます。

退職時に配布された「ゆとり」の退職後の健康保険制度をお読みいただき、保険料、給付内容を比較検討した上で、任意継続組合員になることを希望する方は所属の事務担当に申し出てください。なお、国民健康保険の掛金については、お住いの市区町村窓口にお問合せください。

～任意継続を希望された場合（今後の予定）～

- 1月中旬 所属に「任意継続組合員申出書」送付数を確認します。
- 1月下旬 「任意継続組合員申出書」を共済組合より配布します。
- 3月5日予定 「任意継続組合員申出書」提出締切日
- 3月末 任意継続組合員証と掛金振込用紙等を発送します。

今年度末に退職される
互助会員の方へ

貸付金の残金の返済について

お問い合わせ ☎

互助会 043-223-4119

残金については、退職慰労金から控除します。（注「退職慰労金返還請求書」の提出が必要です。）
詳細は「ゆとり 別冊」P38を参照してください。

- ◆控除される額は、貸付金の残金に利息を加算した額になります。
3月末の貸付金残金 + 4月分の利息
- ◆退職慰労金から控除しても、なお不足が生じる場合
振込用紙を送付しますので、金融機関から4月末までに振込んでください。